

序章 基本構想の策定について

1. 川西市バリアフリー重点整備地区基本構想（第2期基本構想） 策定の目的と意義

川西市には、鉄道駅が15駅（JR2駅、阪急電鉄2駅、能勢電鉄11駅）あり、そのうち能勢電鉄の絹延橋、滝山、鶯の森、一の鳥居、笹部を除く10駅が特定旅客施設（日平均乗降客数5,000人以上）です。川西能勢口や雲雀丘花屋敷、川西池田、北伊丹、山下の各駅では駅構内のバリアフリー整備は行われていますが、その他の駅では整備が十分ではありません。

そのため、本市では平成16年8月に川西市の交通バリアフリーの基本方針、整備方針等を示した「川西市交通バリアフリー重点整備地区基本構想（第1期基本構想）」を策定しました。

そして、この第1期基本構想策定後4年が経過し、この間、交通バリアフリー法とハートビル法とが一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が平成18年12月に制定・施行されるなど、高齢者や障害者などあらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現ができるよう、建築物や交通機関等における連続的なバリアフリー化を実現することがますます求められています。

また、第1期基本構想では、平成18～19年度を目途として第2期以降の基本構想策定を進めることとしていました。

このようなことから、第1期基本構想で対象とならなかった地域（川西能勢口駅及び川西池田駅周辺地域以外）を対象に、バリアフリー新法に基づくバリアフリー重点整備地区基本構想（第2期基本構想）の策定に着手することとしました。

本市では、この基本構想に掲げる重点整備地区内の事業から着手し、最終的には全ての鉄道駅や全ての市域を対象に交通事業者、道路管理者、公安委員会、建築物管理者等とともに、バリアフリー整備を進め、高齢者、障害者等だれもが住みよいまちづくりを目指します。

2. 基本構想策定体制

バリアフリー重点整備地区基本構想の策定にあたっては、学識経験者、事業者、施設管理者、市民等で構成される策定協議会を設置し、内容の検討を進めました。

この策定協議会は、本基本構想策定の実施体制の中にあって、パブリック・コメントの提示資料を検討するとともに、市内部組織の策定検討委員会等と連携し、「川西市バリアフリー重点整備地区基本構想（案）」をとりまとめました。

また、策定協議会の他にも、障害者等の市民参加型ワークショップ（バリアフリー・タウンウォッチング）やバリアフリーに関する意向調査（アンケート調査）等の実施を通じて、基本構想及び具体的な整備内容の検討を行いました。

3. 基本構想策定の流れ

